

令和 8 年 9 月 25 日
総 務 部 税 務 課

県税の過誤納金等還付金の未処理事案が判明しました

県税の過誤納金等還付金の支払について、令和 3 年度から本来還付されるべき事務が処理されていない事案が判明しました。

今後、同様の事案が発生することのないよう、対策を速やかに実施します。

【概要】

1 判明日

令和 8 年 8 月 25 日（火）

2 事案概要

県税の還付を行う場合、支払案内通知を納税者の方に送付し、納税者の方が銀行窓口にて提示することで県税の還付金を受け取れる仕組みとなっています。

この支払案内通知が、住所不明等で税務課に戻ってきた場合には、転居先住所、相続人等の調査を行い、再度通知を発送することになっていますが、その調査の一部が令和 3 年度から遅滞していることが判明したものの。

3 支払いが遅滞している件数

- ・ 件数：348 件（個人 315 件、法人 33 件）
- ・ 金額：4,709,200 円

年度	件数	金額
令和 3 年度	38	349,500 円
令和 4 年度	57	971,100 円
令和 5 年度	102	1,164,600 円
令和 6 年度	64	717,300 円
令和 7 年度	87	1,506,700 円
合 計	348	4,709,200 円

4 原因

- ・ 短期間で担当が替わる中、未処理事案が適正に引き継がれず、また組織的に確認する仕組みが不足していたもの。

5 今後の対応

- ・ 支払事務の調査を速やかに進め、順次、支払案内書の送付及び還付を行い、年度末（令和 9 年 3 月）までに完了させるとともに、関係者の皆様に謝罪します。
- ・ 同様の未処理事案が発生しないよう、複数の管理職により業務の進捗管理の確認を徹底します。

本件についてのお問い合わせ先
総務部税務課長 西片康博
（直通）025-280-5045